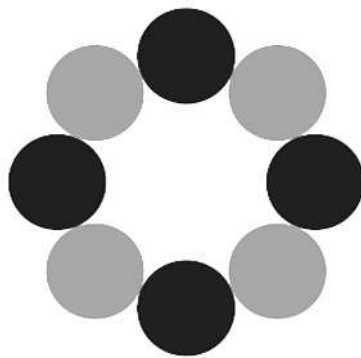


令和 8 年南砺市議会定例会
令和 8 年 6 月 会 議
議案書 (訂正分)



南 砺 市

議案の訂正について

南砺市議会定例会令和8年6月会議に提出した議案を下記のとおり訂正したいので、南砺市議会会議規則（平成16年南砺市議会規則第1号）第19条第1項の規定により、議会の許可を求める。

令和8年6月12日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 議案名等 議案第48号 南砺市企業立地振興条例の全部改正について
- 2 訂正内容 別紙のとおり

南砺市条例第 号

南砺市企業立地振興条例

南砺市企業立地振興条例（平成17年南砺市条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における工場等又は物流業務施設の立地及び本社機能施設等の市内への移転を促進し、併せて地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）工場等 規則で定める業種の事業に必要な建物、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）及び電子計算機等で、営利を目的として継続的に直接使用するものをいう。
- （2）物流業務施設 規則で定める業種の事業を営む者が自ら使用するために設置する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場で、事業に必要な建物及び償却資産をいう。
- （3）本社機能施設等 規則で定める部門の業務の用に直接供する建物、規則で定める施設、償却資産~~、及び~~電子計算機等をいう。

（助成措置）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、この条例の適用を受けようとする者~~であって、規則で定める要件を満たすもの~~に対し、助成措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成措置を受けようとする者に対し、雇用機会の促進を図り、地域経済の調和ある発展に寄与すると~~認めた認める~~場合においては、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、既に他の事業において助成金等の交付対象とされた経費については、助成措置を行わない。

3 助成措置に係る助成事業、対象経費及び助成の基準等は、規則で定める。

（助成措置の指定の申請）

第4条 助成措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、

市長に助成措置の指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成措置の指定を行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、~~この条例による改正後の南砺市企業立地振興条例の規定は、~~令和8年4月1日から適用する。